

岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第88号

岩手の景観の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(景観計画区域等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第8条第2項第3号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域を構成する地区ごとに定めるものとする。</p> <p>(届出を要する行為等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第16条第1項の規定による届出に係る届出書に添付する図書で景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）に規定する条例で定める図書は、法第8条第3項第2号の規制又は措置の基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。</p>	<p>(景観計画区域等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域を構成する地区ごとに定めるものとする。</p> <p>(届出を要する行為等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 法第16条第1項の規定による届出に係る届出書に添付する図書で景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号）に規定する条例で定める図書は、法第8条第4項第2号の規制又は措置の基準（以下「景観形成基準」という。）への適合に関する事項を記載した書類その他規則で定める図書とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。